

北名古屋市骨髓移植ドナー 助成金事業

北名古屋市では骨髓又は末梢血幹細胞(以下「骨髓等」)を提供した者(以下「ドナー」)及び、ドナーを雇用する事業所の負担軽減を図り、更なる骨髓等の移植の推進及び骨髓バンクドナー登録の増加を目的として、「北名古屋市骨髓移植ドナー助成金」を交付します。

対象者

(1) 骨髓等提供者（ドナー）

骨髓等の提供日に北名古屋市に住所を有しており、骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた人

(2) ドナー(個人事業主を除く。)が勤務する国内の事業所

(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。)

※家族間の移植など、骨髓バンクを介さない骨髓等の提供については、対象外です。

助成金額

通院等の日数に応じで助成します。

(1) 骨髓等提供者（ドナー）

1日につき2万円（上限7日まで）

(2) 事業所

1日につき1万円（上限7日まで）

助成対象となる内容

骨髓等の提供のため、次のいずれかに該当する通院、入院又は面接

- 健康診断のための通院
- 自己血貯血のための通院
- 骨髓等の採取のための入院
- その他、骨髓バンクまたは医療機関が必要と認める通院等

申請方法

骨髓等の提供日から1年以内に以下の書類をお持ちの上、北名古屋市保健センターにお越しください。

- (1) 骨髓等提供者（ドナー）
 - 骨髓移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)
 - 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証明する書類（通院等の日数が確認できるもの）
 - 振込先の預（貯）金通帳またはキャッシュカード

(2) 事業所

- 骨髓ドナー助成金交付申請書兼請求書（事業者用）
- 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証明する書類（骨髓提供者が自身の助成金交付申請をすでに行っている場合は不要）
- 交付対象ドナーが骨髓等を提供するため最初に通院した日から完了した日までの間、ドナーを引き続き雇用していたことを証明することができる書類

申請書兼請求書は北名古屋市のホームページからダウンロードできます

制度の詳細や申請書類は
市のホームページを
ご覧ください。

お問い合わせ

北名古屋市保健センター



0568-23-4000



kenko@city.kitanagoya.lg.jp

